

新型コロナウイルス感染症対策 雇用維持特別支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少が続いている
事業者の皆様へ高知県独自の給付金を給付します

対象者

以下のすべてを満たす「県内施設（店舗）」を有する事業者が対象です。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限ります。

- ①国の持続化給付金を受給している
- ②令和2年1月～12月までの連続する3か月の売上合計が前年（又は前々年）同期比で50%以上減少している
- ③上記②の3ヶ月の社会保険料を納付している（又は猶予特例を受けている）
- ④高知県税を滞納していない（又は徴収猶予を受けている）

給付額

○社会保険料の事業主負担相当額3ヶ月分（県内従業員分）から国の持続化給付金受給額の3ヶ月分に相当する額を差し引いたものの2/3が給付額です。

○給付上限：1,000万円

<算定方法> ※県庁ホームページで給付額の試算ができます（下記二次元コード参照）

$$\left(\frac{\text{社会保険料(事業主負担相当分) 3ヶ月分}}{\text{県内従業員数}} \times \frac{\text{全従業員数}}{\text{全従業員数}} - \frac{\text{給付金額}}{\text{全従業員数}} \right) \times \frac{3}{12} \times \frac{2}{3}$$

（給付額は1円未満切り捨て）

申請期間

令和2年7月9日(木)～令和3年2月10日(水)（当日消印有効）

お問い合わせ先

○高知県雇用維持給付金 申請受付センター
TEL：088-821-7566

[受付時間] 午前9時～午後5時（平日のみ）



～申請方法については裏面をご覧ください～



～給付金の申請について～

※持参による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください

1. 申請書類を入手

○いずれかご都合の良い方法で、申請書類を入手してください。

①県庁ホームページ(経営支援課) から印刷またはダウンロード

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/2020062200147.html>

②次の場所で受け取る(※1)

- ・県庁本庁舎1階ロビー(平日、土日、祝日) 8:30~17:15
 - ・県合同庁舎及び県税事務所
 - ・各市町村役場
- (平日のみ)8:30~17:15

(※1)いずれの場所でも窓口での相談対応は実施していませんので、ご不明な点は表面の問い合わせ先までお電話ください。

2. 申請書類の作成

○「給付金給付等要領」をご覧のうえ、必要書類の作成をお願いします。

【①記入が必要な書類】

- ・申請書
 - ・誓約書(自署をお願いします)
 - ・売上減少等の証明書(認定経営革新等支援機関(※2)で発行)
- (※2) 税理士、金融機関、商工会・商工会議所等、国が認定した機関
中小企業庁ホームページから検索できます

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

【②添付が必要な書類】

- ・国の持続化給付金「給付通知書」(表・裏の写し)
- ・「納入告知書 納付書・領収証書」など社会保険料の納付額が分かる書類(写し)
若しくは「納付の猶予(特例)許可通知書」(写し)
- ・高知県税の滞納がない(又は徴収猶予を受けている)旨を証する納税証明書
- ・振込先口座と口座名義が分かる通帳等(写し)

3. 申請書類の提出

○追跡ができる方法で郵送してください。(簡易書留、特定記録など)

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

【送付先】〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 高知県雇用維持給付金 申請受付センター

○オンラインによる申請が可能です。

高知県経営支援課HPから申請フォームにアクセスしてください。

4. 入金

○申請書の受理後、審査(※3)を行います。

申請内容に不備がない場合は2週間程度で口座に振込予定です。

(※3) 審査の結果、不給付となる場合があります。